(平成28年 2月22日条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第6項の規定により 読み替えて適用する同条第4項及び第5項(これらの規定を同法第66条第1項及び他の 法令において準用する場合を含む。)並びに同法第81条第3項において準用する同法第 78条第4項及び第5項の規定に基づき、不服申立てに関する書類、書面若しくは資料の 写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な 事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 行政不服審査法(以下「法」という。)第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。)又は法第81条第3項において準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下「手数料」という。)の額は、別表の左欄に掲げる交付の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(手数料の納付時期)

第3条 手数料は、法第38条第1項(法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。)又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける際に納付しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 審理員(審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし 書の特別の定めがある場合にあっては審査庁とし、再審査庁が法第66条第1項において 準用する法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合にあっては再審査庁とし、他の 法令において法第38条第5項を準用する場合にあっては当該法令に基づいて手数料を減額し、又は免除する権限を有する者とする。次項において同じ。)は、法第38条第1項 (法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。)又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(法第66条第1項において法第38条第1項を準用する場合にあっては再審査請求人又は参加人とし、他の法令において法第38条第1項を準用する場合にあっては当該法令の規定による交付を受ける者とする。以下「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項(法第66条 第1項及び他の法令において準用する場合を含む。)又は法第81条第3項において準用 する法第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める 旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項 各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けている ことを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する 書面を、それぞれ添付しなければならない。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

交 付 の 方 法	金	額
1 書類、書面又は資料(以下「書類等」という。)	用紙1枚につき	10円
を複写機により用紙(日本工業規格A列4番又は		
日本工業規格A列3番の大きさの用紙に限る。以		
下同じ。)に白黒で複写したものの交付		
2 書類等を複写機により用紙にカラーで複写した	用紙1枚につき	40円
ものの交付		
3 電磁的記録に記録された事項を用紙に白黒で出	用紙1枚につき	10円
力したものの交付		
4 電磁的記録に記録された事項を用紙にカラーで	用紙1枚につき	40円
出力したものの交付		

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を用紙1枚として手数 料の額を算定する。